

# 使用料・手数料の取扱い(その2)について

# 行政制度調整方針

住民生活・教育部会	使用料・手数料の取扱い(その2)
-----------	------------------

調整項目	記載事項	当該施設名称		調整方針	頁
		中条町	黒川村		
保健福祉施設使用料	保健福祉施設使用料	ほっとHOT・中条	(当該施設なし)	中条町の例による。	3
	福祉センター使用料	中条町総合福祉センター	(当該施設なし)	中条町の例による。	
	高齢者センター使用料	(当該施設なし)	黒川村高齢者センター	黒川村の例による。	4
児童館使用料	児童館使用料	若宮児童館	黒川児童館	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	5
公民館使用料	公民館使用料	中条中央公民館	黒川村公民館 黒川村就業改善センター	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	6
その他社会教育施設使用料	施設使用料	中条町図書館 中条町陶芸研修所 中条町勤労青少年ホーム	(当該施設なし)	中条町の例による。	7
学校使用料	学校使用料	中条小学校 柴橋小学校 本条小学校 きのと小学校 築地小学校	黒川小学校 鼓岡小学校 大長谷小学校	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	9
		中条中学校 乙中学校 築地中学校	黒川中学校		
文化会館使用料	会館使用料 付属設備及び備品類の使用料 使用料の減免	中条町産業文化会館	(当該施設なし)	中条町の例による。	10
その他文化施設使用料	使用料及び入館料	奥山荘歴史館 中条町文化財収蔵庫	黒川村郷土文化伝習館 黒川村粉食文化体験館 黒川村彫刻美術館	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	14

調整項目	記載事項	当該施設名称		調整方針	頁
		中条町	黒川村		
社会体育施設使用料	屋内運動場使用料	中条町体育館 体育館(総合グラウンド) 中条町B & G海洋センター 体育館 サンビレッジ中条	黒川村体育館	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	16
	武道館使用料	中条町武道館	(当該施設なし)		
	弓道場使用料	中条町弓道場	(当該施設なし)		
	屋外競技場使用料	総合グラウンド	胎内球場 黒川球場		
	プール使用料	中条町B & G海洋センター プール	黒川村営プール		
	艇庫使用料	中条町B & G海洋センター 艇庫	(当該施設なし)		
	合宿所・ミーティングルーム 使用料	ミニ合宿所・ミーティングル ーム	(当該施設なし)		
	地域スポーツ施設使用料	大出地域スポーツ施設 乙地域スポーツ施設 村松浜地域スポーツ施設 築地地域スポーツ施設 竹島地域スポーツ施設 高浜地域スポーツ施設	(当該施設なし)		

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	18	保健福祉施設
分科会	8	保健衛生	調整項目	1	保健福祉施設使用料

中条町担当	健康開発課	町民福祉課		
黒川村担当	住民課			

現況		調整方針	備考																								
記載事項	中条町	黒川村																									
1 保健福祉施設使用料	<p>ほっとHOT・中条</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">基本使用料の額</th> </tr> <tr> <th>午前 9:00～12:00</th> <th>午後 12:30～16:30</th> <th>夜間 17:00～22:00</th> <th>全日 9:00～22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室1</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室2</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料の減免 町長は次の各号に定めた基準により、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)中条町社会福祉協議会及び中条町社会福祉協議会加盟団体が使用する場合 100%</p> <p>(2)教育委員会、その他町の委員会が使用する場合 100%</p> <p>(3)町長が公益上特に必要と認めた場合 50%</p>		基本使用料の額				午前 9:00～12:00	午後 12:30～16:30	夜間 17:00～22:00	全日 9:00～22:00	和室	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円	会議室1	2,000円	2,500円	3,000円	6,000円	会議室2	1,500円	2,000円	2,500円	5,000円	当該施設なし	中条町の例による。
			基本使用料の額																								
午前 9:00～12:00		午後 12:30～16:30	夜間 17:00～22:00	全日 9:00～22:00																							
和室	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円																							
会議室1	2,000円	2,500円	3,000円	6,000円																							
会議室2	1,500円	2,000円	2,500円	5,000円																							
2 福祉センター使用料	<p>中条町総合福祉センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>8時30分～12時</th> <th>12時～16時30分</th> <th>16時30分～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室(1部屋につき)</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>中広間</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 児童(小・中学生)は、半額とし、幼児は無料とする。 2 冷暖房使用の場合は、2割増とする。</p> <p>使用料の減免 町長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)老人、母子、身体障害者団体の集会又は業務を行うもので、入場料及び教授料等金銭を徴収しないで使用するとき。 (2)町に住所を有する70歳以上の者 (3)町長が教育上又は公益上必要な集会及びこれに準ずる集会と認めるとき。</p>	区分	使用料及び使用時間			8時30分～12時	12時～16時30分	16時30分～22時	和室(1部屋につき)	1,000円	1,000円	1,200円	中広間	2,000円	2,000円	2,400円	大広間	3,000円	3,000円	3,600円	当該施設なし	中条町の例による。					
区分	使用料及び使用時間																										
	8時30分～12時	12時～16時30分	16時30分～22時																								
和室(1部屋につき)	1,000円	1,000円	1,200円																								
中広間	2,000円	2,000円	2,400円																								
大広間	3,000円	3,000円	3,600円																								

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	18	保健福祉施設	中条町担当	健康開発課	町民福祉課		
分科会	8	保健衛生	調整項目	1	保健福祉施設使用料	黒川村担当	住民課			

現 況					調整方針	備考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																				
3 高齢者センター使用料	当該施設なし	<p>黒川村高齢者センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒川村、新発田市、中条町、紫雲寺町、聖籠町又は加治川村に居住する60歳以上の者</td> <td>1回 210円</td> </tr> <tr> <td>黒川村、新発田市、中条町、紫雲寺町、聖籠町又は加治川村に居住するその他の者</td> <td>1回 320円</td> </tr> <tr> <td>黒川村、新発田市、中条町、紫雲寺町、聖籠町又は加治川村に居住する以外の者</td> <td>1回 420円</td> </tr> <tr> <td>入浴料</td> <td>1回 100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料の減免 村長は、公益上必要な使用又はこれに準ずる使用と認めるときは、その使用料を減免することができる。</p>			区分	使用料	黒川村、新発田市、中条町、紫雲寺町、聖籠町又は加治川村に居住する60歳以上の者	1回 210円	黒川村、新発田市、中条町、紫雲寺町、聖籠町又は加治川村に居住するその他の者	1回 320円	黒川村、新発田市、中条町、紫雲寺町、聖籠町又は加治川村に居住する以外の者	1回 420円	入浴料	1回 100円	黒川村の例による。							
区分	使用料																					
黒川村、新発田市、中条町、紫雲寺町、聖籠町又は加治川村に居住する60歳以上の者	1回 210円																					
黒川村、新発田市、中条町、紫雲寺町、聖籠町又は加治川村に居住するその他の者	1回 320円																					
黒川村、新発田市、中条町、紫雲寺町、聖籠町又は加治川村に居住する以外の者	1回 420円																					
入浴料	1回 100円																					
関係法令等	中条町保健福祉施設ほっとHOT・中条の設置及び管理に関する条例（平成12年3月31日 条例第14号） 中条町保健福祉施設ほっとHOT・中条の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年3月31日 規則第9号） 中条町総合福祉センター設置条例（昭和48年6月30日 条例第24号）	黒川村高齢者センター設置及び管理条例（昭和58年3月14日 条例第9号） 黒川村高齢者センター設置及び管理条例規則（昭和58年3月15日 規則第12号）			<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																			
中条町																						
黒川村																						
計																						

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	児童館
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	2	児童館使用料

中条町担当	町民福祉課	福祉保健係		
黒川村担当	住民課	児童福祉係		

現況		調整方針	備考																																		
記載事項	中条町	黒川村																																			
1 児童館使用料	若宮児童館 一般使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>8時30分～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>735円</td> <td>735円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>735円</td> <td>735円</td> <td>1,050円</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>525円</td> <td>525円</td> <td>735円</td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>525円</td> <td>525円</td> <td>735円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 暖房使用の場合の一般使用料は、5割増とする。 2 特別の理由により使用料を徴収することが適当でないとする者に対しては、その全部または一部を減免することができる。</p>	区分	使用料及び使用時間			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	集会室	735円	735円	1,050円	遊戯室	735円	735円	1,050円	談話室	525円	525円	735円	図書室	525円	525円	735円	黒川児童館 一般使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一回につき</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>1,020円</td> <td rowspan="3">電気料金は別に使用者において負担する。</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td>1,020円</td> </tr> <tr> <td>その他室</td> <td>510円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免 なし</p>	区分	一回につき	摘要	集会室	1,020円	電気料金は別に使用者において負担する。	遊戯室	1,020円	その他室	510円	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	
	区分		使用料及び使用時間																																		
8時30分～12時		12時～17時	17時～22時																																		
集会室	735円	735円	1,050円																																		
遊戯室	735円	735円	1,050円																																		
談話室	525円	525円	735円																																		
図書室	525円	525円	735円																																		
区分	一回につき	摘要																																			
集会室	1,020円	電気料金は別に使用者において負担する。																																			
遊戯室	1,020円																																				
その他室	510円																																				
関係法令等	中条町立児童館設置条例（昭和61年3月14日条例第4号）	黒川村児童館使用料条例（昭和38年12月22日 条例第20号）																																			

財政への影響額				単位：千円
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）	
中条町				
黒川村				
計				
備考 平成15年度当初予算ベース				

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	社会教育施設使用料	中条町担当	中央公民館	係		
分科会	3	社会教育事業	調整項目	1	公民館使用料	黒川村担当	社会教育課	社会教育係		

現況					調整方針	備考		
記載事項	中条町				黒川村			
1 公民館使用料	中央公民館				黒川村公民館		当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	
	区分		使用料及び使用時間			区分		
	室名		8時30分~12時	12時~17時	17時~22時	4時間以内		4時間以上8時間以内
	中央公民館	1号室	310円	310円	515円	暖房、冷房設備を使用した場合は、次の料金を加算する(1時間当り) 暖房 2,620円 冷房 1,050円		
		2号室	310円	310円	515円			
		3号室	310円	310円	515円			
		4号室	310円	310円	515円			
		5号室	515円	515円	825円			
		大集会室	1,030円	1,030円	1,650円			
		西集会室	1,030円	1,030円	1,650円			
調理室		1,030円	1,030円	1,650円				
備考 1 冷暖房使用の場合は、5割増とする。				1 村外者使用料は、規定額の倍とし、暖房・冷房使用の場合は、その料金を加算する。 2 施設の使用時間には、準備並びに原状回復に要する時間を含む。 3 次の場合には、使用料を減額又は免除することができる。 (1)村及び村が設置する機関が使用する場合、(2)社会教育団体が使用する場合、(3)国及び他の地方公共団体が使用する場合、(4)教育委員会が教育上必要と認めた場合				
教育委員会において、教育上又は公益上必要な集会、あるいはこれに準ずる集会と認めるときは、減免することができる。				黒川村就業改善センター(公民館と同一施設)				
区分		使用時間	使用時間	暖房、冷房設備を使用した場合の1時間当り割増使用料	備考			
室名		8時間以内	4時間以内					
他産業研修室(1)		3,090円	1,540円	冷房 510円 暖房 210円	センターの使用時間には準備及び現状復帰に要する時間を含む。			
他産業研修室(2)		3,090円	1,540円	冷房 510円 暖房 210円				
農業指導センター		2,060円	1,030円	冷房 210円 暖房 210円				
教養娯楽室(1)		2,470円	1,240円	冷房 210円 暖房 210円				
教養娯楽室(2)		1,650円	820円	冷房 210円 暖房 210円				
小会議室		2,060円	1,030円	冷房 210円 暖房 210円				
備考 1 冷暖房使用の場合は、5割増とする。				村長は、公益上必要な使用又はこれに準ずる使用と認めるときは、その使用料を減免することができる。				
中条町公民館設置条例(昭和39年3月13日条例第15号) 中条町公民館規則(昭和31年9月30日規則第4号)				黒川村公民館設置条例(昭和24年11月26日条例第16号) 黒川村公民館規則(昭和24年11月26日規則第1号) 黒川村就業改善センター条例(昭和51年3月9日条例第6号) 黒川村就業改善センター条例施行規則(昭和59年12月26日規則第27号)				
関係法令等					財政への影響額 単位：千円			
		予算額	調整後見込額	影響額(増減)				
中条町								
黒川村								
計								
備考 平成15年度当初予算ベース								

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	社会教育施設使用料
分科会	3	社会教育事業	調整項目	3	その他社会教育施設使用料

中条町担当	中央公民館	係		
黒川村担当	社会教育課	社会教育係		

現 況		調 整 方 針	備 考																																								
記載事項	中 条 町	黒 川 村																																									
1 施設使用料	<p>中条町図書館 [会議室使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>8時30分~12時</th> <th>12時~17時</th> <th>17時~22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階会議室</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>3階会議室</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>1,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 冷暖房使用の場合は2割増とする。 2 使用料の減免（減免できる場合は、次に掲げるとおり）                      (1)町及び町の所管する外部団体の主催する諸集会                      (2)社会教育振興のため町及び教育委員会が主催又は共催する行事                      (3)町内自治会組織の集会                      (4)教育委員会が認定した町社会教育団体の主催する諸集会                      (5)町内の公立及び私立の高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育園が、教育の目的をもって使用するとき。                      (6)その他教育委員会が必要と認めたとき。</p>	区 分	使用料及び使用時間			8時30分~12時	12時~17時	17時~22時	2階会議室	1,000円	1,000円	1,500円	3階会議室	1,000円	1,000円	1,500円	当該施設なし	中条町の例による。																									
	区 分		使用料及び使用時間																																								
8時30分~12時		12時~17時	17時~22時																																								
2階会議室	1,000円	1,000円	1,500円																																								
3階会議室	1,000円	1,000円	1,500円																																								
	<p>中条町陶芸研修所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th colspan="6">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th colspan="2">9時~12時</th> <th colspan="2">12時~17時</th> <th colspan="2">17時~22時</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体 (一人)</th> <th>個人</th> <th>団体 (一人)</th> <th>個人</th> <th>団体 (一人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号室</td> <td>30円</td> <td>20円</td> <td>30円</td> <td>20円</td> <td>55円</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>2号室</td> <td>55円</td> <td>30円</td> <td>55円</td> <td>30円</td> <td>105円</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>3号室</td> <td>105円</td> <td>65円</td> <td>105円</td> <td>65円</td> <td>155円</td> <td>95円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 団体は、15人以上とする。 2 暖房使用の場合は、5割増とする。 3 材料費及び焼成費は、実費を徴収する。</p> <p>使用料の減免                      下記団体の代表から使用料の減免につき申請があつたときは、次表に定めた基準により使用料の一部又は全部を免除することができる。                      (1)町内にある公立及び私立の高等学校・中学校・小学校・幼稚園及び保育園が本来の目的のため使用するとき。                      (2)本町の芸術文化振興のため、町が主催又は共催する研修に使用するとき。                      (3)その他町長が減免することが適当と認めたものが使用するとき。</p>	区 分	使用料及び使用時間						9時~12時		12時~17時		17時~22時		個人	団体 (一人)	個人	団体 (一人)	個人	団体 (一人)	1号室	30円	20円	30円	20円	55円	30円	2号室	55円	30円	55円	30円	105円	65円	3号室	105円	65円	105円	65円	155円	95円	当該施設なし	中条町の例による。
区 分	使用料及び使用時間																																										
	9時~12時		12時~17時		17時~22時																																						
	個人	団体 (一人)	個人	団体 (一人)	個人	団体 (一人)																																					
1号室	30円	20円	30円	20円	55円	30円																																					
2号室	55円	30円	55円	30円	105円	65円																																					
3号室	105円	65円	105円	65円	155円	95円																																					



		現 況		調 整 方 針		備 考																																	
記載事項		中 条 町		黒 川 村																																			
		<p>使用料の減免基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用団体</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>町の主催する事業</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>町内に所在する学校・幼稚園・保育園</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>町内に所在する学校の団体・社会教育団体文化団体・地域における団体</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>町内に所在する官公署</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>町内に所在する上記以外の団体</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用者が入場料を徴収する場合、又は有償の会員券等の発行を行い使用の場合は、適用しない。</p>		使用団体	基準	区分	%	町の主催する事業	100	町内に所在する学校・幼稚園・保育園	100	町内に所在する学校の団体・社会教育団体文化団体・地域における団体	80	町内に所在する官公署	50	町内に所在する上記以外の団体	50																						
使用団体	基準																																						
区分	%																																						
町の主催する事業	100																																						
町内に所在する学校・幼稚園・保育園	100																																						
町内に所在する学校の団体・社会教育団体文化団体・地域における団体	80																																						
町内に所在する官公署	50																																						
町内に所在する上記以外の団体	50																																						
		<p>中条町勤労青少年ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th colspan="2">1人あたり</th> <th colspan="2">設備使用料</th> </tr> <tr> <th>8:30～17:00</th> <th>17:00～翌日8:30</th> <th>給湯器 1回</th> <th>冷暖房 1時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町に住 所を要する もの</td> <td>円 105</td> <td>円 310</td> <td>円 2,100</td> <td>円 1,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用料の減免 下記団体の代表から使用料の減免につき申請があつたときは、次表に定めた基準により使用料の一部又は全部を免除することができる。 (1)町(行政委員会を含む)並びに町が他の団体と共催で使用するとき。 (2)町内に所在する公立及び私立の学校、幼稚園、保育園等が、その目的達成のために使用するとき。 (3)町内に所在する社会教育団体、社会体育団体、文化団体等が、その目的達成のために使用するとき。 (4)町内に所在する官公署が使用するとき。 (5)町内に所在する上記以外の団体が使用するとき。 (6)その他町長が減免することが適当と認めたものが使用するとき。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用団体</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町及び町の部局</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>町内に所在する学校、幼稚園、保育園</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>町内に所在する社会教育団体、社会体育団体、文化団体</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>町内に所在する官公署</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>町内に所在する上記以外の団体</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>給湯機、冷暖房については減免しない。</p>		区分	使用料及び使用時間				1人あたり		設備使用料		8:30～17:00	17:00～翌日8:30	給湯器 1回	冷暖房 1時間	中条町に住 所を要する もの	円 105	円 310	円 2,100	円 1,050	使用団体	減免割合	町及び町の部局	100%	町内に所在する学校、幼稚園、保育園	100%	町内に所在する社会教育団体、社会体育団体、文化団体	70%	町内に所在する官公署	40%	町内に所在する上記以外の団体	20%	当該施設なし		中条町の例による。			
区分	使用料及び使用時間																																						
	1人あたり		設備使用料																																				
	8:30～17:00	17:00～翌日8:30	給湯器 1回	冷暖房 1時間																																			
中条町に住 所を要する もの	円 105	円 310	円 2,100	円 1,050																																			
使用団体	減免割合																																						
町及び町の部局	100%																																						
町内に所在する学校、幼稚園、保育園	100%																																						
町内に所在する社会教育団体、社会体育団体、文化団体	70%																																						
町内に所在する官公署	40%																																						
町内に所在する上記以外の団体	20%																																						
						<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計																			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																				
中条町																																							
黒川村																																							
計																																							
関係法令等		<p>中条町図書館設置条例(平成12年7月1日条例第29号) 中条町図書館設置条例施行規則(平成12年8月3日教委規則第3号) 中条町陶芸研修所設置条例(昭和63年3月17日条例第3号) 中条町陶芸研修所管理運営規則(昭和63年3月22日教委規則第2号) 中条町勤労青少年ホーム設置条例(昭和57年3月11日条例第16号) 中条町勤労青少年ホーム設置条例施行規則(昭和57年3月11日規則第6号)</p>																																					

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	5	施設管理
分科会	2	学校教育分科会	調整項目	6	学校使用料

中条町担当	教育課	学校教育係		
黒川村担当	庶務課			

現況		調整方針	備考																																																																																																													
記載事項	中条町	黒川村																																																																																																														
1 学校使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分 学校名</th> <th colspan="6">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th colspan="2">屋内運動場</th> <th colspan="2">教室(1教室)</th> <th colspan="2">食堂</th> </tr> <tr> <th>8:30 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>8:30 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>8:30 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条小学校</td> <td>円 4,120</td> <td>円 4,120</td> <td>円 825</td> <td>円 1,240</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>柴橋小学校</td> <td>3,300</td> <td>4,120</td> <td>825</td> <td>1,240</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>本条小学校</td> <td>3,300</td> <td>4,120</td> <td>825</td> <td>1,240</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>きのと小学校</td> <td>3,300</td> <td>4,120</td> <td>825</td> <td>1,240</td> <td>10,300</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td>築地小学校</td> <td>3,300</td> <td>4,120</td> <td>825</td> <td>1,240</td> <td>10,300</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td>中条中学校</td> <td>4,120</td> <td>6,180</td> <td>825</td> <td>1,240</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乙中学校</td> <td>4,120</td> <td>4,945</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>10,300</td> <td>10,300</td> </tr> <tr> <td>築地中学校</td> <td>4,120</td> <td>4,945</td> <td>2,060</td> <td>2,060</td> <td>10,300</td> <td>10,300</td> </tr> </tbody> </table>	区分 学校名	使用料及び使用時間						屋内運動場		教室(1教室)		食堂		8:30 ~17:00	17:00 ~22:00	8:30 ~17:00	17:00 ~22:00	8:30 ~17:00	17:00 ~22:00	中条小学校	円 4,120	円 4,120	円 825	円 1,240	円	円	柴橋小学校	3,300	4,120	825	1,240			本条小学校	3,300	4,120	825	1,240			きのと小学校	3,300	4,120	825	1,240	10,300	10,300	築地小学校	3,300	4,120	825	1,240	10,300	10,300	中条中学校	4,120	6,180	825	1,240			乙中学校	4,120	4,945	2,060	2,060	10,300	10,300	築地中学校	4,120	4,945	2,060	2,060	10,300	10,300	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分 学校名</th> <th colspan="4">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th colspan="2">屋内運動場</th> <th colspan="2">教室(1教室)</th> </tr> <tr> <th>4時間以内</th> <th>4時間以上 8時間以内</th> <th>4時間以内</th> <th>4時間以上 8時間以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>黒川小学校</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>鼓岡小学校</td> <td>1,570</td> <td>2,620</td> <td>730</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>大長谷小学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川中学校</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 夜間使用の場合は規定額の20%増                  2 村外者の使用料は、規定額の倍額とする。                  3 村長が特に必要と認めた場合は、使用料を減額又は免除することができる。</p>	区分 学校名	使用料及び使用時間				屋内運動場		教室(1教室)		4時間以内	4時間以上 8時間以内	4時間以内	4時間以上 8時間以内	黒川小学校	円	円	円	円	鼓岡小学校	1,570	2,620	730	1,050	大長谷小学校					黒川中学校					当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。	
	区分 学校名		使用料及び使用時間																																																																																																													
			屋内運動場		教室(1教室)		食堂																																																																																																									
		8:30 ~17:00	17:00 ~22:00	8:30 ~17:00	17:00 ~22:00	8:30 ~17:00	17:00 ~22:00																																																																																																									
	中条小学校	円 4,120	円 4,120	円 825	円 1,240	円	円																																																																																																									
	柴橋小学校	3,300	4,120	825	1,240																																																																																																											
	本条小学校	3,300	4,120	825	1,240																																																																																																											
	きのと小学校	3,300	4,120	825	1,240	10,300	10,300																																																																																																									
	築地小学校	3,300	4,120	825	1,240	10,300	10,300																																																																																																									
	中条中学校	4,120	6,180	825	1,240																																																																																																											
乙中学校	4,120	4,945	2,060	2,060	10,300	10,300																																																																																																										
築地中学校	4,120	4,945	2,060	2,060	10,300	10,300																																																																																																										
区分 学校名	使用料及び使用時間																																																																																																															
	屋内運動場		教室(1教室)																																																																																																													
	4時間以内	4時間以上 8時間以内	4時間以内	4時間以上 8時間以内																																																																																																												
黒川小学校	円	円	円	円																																																																																																												
鼓岡小学校	1,570	2,620	730	1,050																																																																																																												
大長谷小学校																																																																																																																
黒川中学校																																																																																																																
	<p>1 暖房使用の場合は5割増とする。                      2 委員会において必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p>																																																																																																															
関係法令等	中条町立学校施設使用条例(平成5年12月27日条例第37号)	黒川村立学校使用料条例(昭和28年1月8日条例第8号)																																																																																																														
		財政への影響額 単位:千円																																																																																																														
		予算額	調整後見込額																																																																																																													
		中条町	影響額(増減)																																																																																																													
		黒川村																																																																																																														
		計																																																																																																														
備考 平成15年度当初予算ベース																																																																																																																

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	社会教育施設使用料
分科会	3	社会教育分科会	調整項目	2	文化会館使用料

中条町担当	教育課	生涯学習係		
黒川村担当	社会教育課	社会教育係		

記載事項		中条町				黒川村				調整方針	備考			
1 会館使用料	中条町産業文化会館 (単位：円)													
	基本使用料の額													
			午前 9:00～12:00	午後 12:30～16:30	夜間 17:00～22:00	全日 9:00～22:00								
	ホール	平日	15,450	22,660	37,080	62,830								
		土日 祝日	18,540	26,780	48,410	78,280								
	リハーサル室		1,650	2,160	2,680	5,250								
	中楽屋		1,240	1,750	1,960	3,910								
	小楽屋		620	930	1,030	2,060								
	楽屋事務室		520	720	930	1,750								
	ホワイエ		1,340	1,850	2,370	4,740								
	企画展示室		2,060	2,580	3,090	5,360								
	常設展示室		1月1回	520										
	会議室		3,090	3,910	4,630	8,030								
	教養文化室		1,750	2,160	2,580	4,430								
	付属設備及び備品		午前、午後、夜間、全日ごとに付属設備及び1品目につき規則に定める額											
<p>1 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、基本使用料に次表の割合を乗じて得た額を加算する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1人1回500円を越え1,000円以下のとき</td> <td>基本使用料の5割に相当する額</td> </tr> <tr> <td>1人1回1,000円を越えるとき</td> <td>基本使用料の10割に相当する額</td> </tr> </table> <p>2 使用者が、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって無料で入場させる場合は、基本使用料の10割に相当する額を加算する。</p> <p>3 練習又は準備のために使用する場合は、基本使用料の5割に相当する額とする。</p> <p>4 使用許可時間経過後の超過使用料は、30分につき許可時間帯(午前～午後使用の場合は、午後の時間帯とし、全日使用及び午後～夜間使用の場合は、夜間の時間帯とする。)の使用料の1.5割に相当する額とする。この場合において30分未満の端数は、15分以上をもって30分とみなす。</p> <p>5 冷暖房費は、基本使用料の3割とする。</p> <p>6 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合でも時間割計算はしない。</p> <p>7 基本使用料の額及び減免後の使用料の納付額に10円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。</p>											1人1回500円を越え1,000円以下のとき	基本使用料の5割に相当する額	1人1回1,000円を越えるとき	基本使用料の10割に相当する額
1人1回500円を越え1,000円以下のとき	基本使用料の5割に相当する額													
1人1回1,000円を越えるとき	基本使用料の10割に相当する額													
						当該施設なし				中条町の例による。				

		現 況				調 整 方 針	備 考
記載事項		中 条 町		黒 川 村			
2 付属設備及び 備品類の使用料		(単位：円)				中条町の例による。	
	区分	設備品名	単位	使用料			
	舞台設備	仮設花道	1式	5,150			
		音響反射板	1式	5,150			
		吊物バトン	1本	520			
		平台	1台	210			
		足類	1台	50			
		金屏風	1双	1,240			
		人形立・木支木	1本	50			
		袖幕	1張	100			
		暗転幕	1張	520			
		引割幕	1張	520			
		バック幕	1張	520			
		ホリゾンバック	1張	520			
		映写スクリーン	1式	1,030			
		地絨	1枚	1,030			
		緋毛仙	1枚	310			
		長座布団	1枚	100			
		司会者台・指揮者台	1台	210			
		指揮者用譜面台・演奏用譜面台	1台	50			
		演奏者用スタッキングチェア	1脚	50			
		演台	1式	820			
	照明備品	ボーダーライト	1列	1,030			
		サスペンションライト	1列	1,030			
		アッパーホリゾンライト	1列	1,030			
		ロアーホリゾンライト	1列	1,030			
		シーリングライト	1列	1,240			
		センターピンスポットライト	1台	3,090			
		フロントサイドライト	1組	1,030			
		フットライト	1列	520			
		天井反射板ライト	1式	520			
		二段ハイスタンド	1台	100			
		二段キャスター付スタンド	1台	100			
平置ベース		1台	100				
スポットライト		1台	210				
エリプソイダルスポットライト	1台	210					
パーライト	1台	210					
エフェクトスポット	1台	210					
エフェクトマシン	1台	1,030					

現 況				調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		黒 川 村		
	(単位：円)				
	区分	設備品名	単位	使用料	
	照明備品	センターレスダブルマシン	1台	1,030	
		パターンローテーター	1台	520	
		先玉	1個	100	
		ミラーボール	1台	1,030	
		ストロボスコープ	1台	520	
		リップルマシン	1台	520	
		オーロラマシン	1台	520	
		種板	1枚	210	
	音響備品	プロセニアムスピーカー	1組	2,060	
		サイドスピーカー	1組	1,030	
		固定はね返りスピーカー	1組	820	
		移動はね返りスピーカー	1台	520	
		ワンポイントステレオマイク	1本	1,030	
		コンデンサーマイク(a)	1本	1,030	
		コンデンサーマイク(b)	1本	820	
		コンデンサーマイク(c)	1本	520	
		ダイナミックマイク(a)	1本	820	
		ダイナミックマイク(b)	1本	520	
		ワイヤレスマイク(ハンドボーカル)	1本	1,550	
		ワイヤレスマイク(タイピン)	1本	1,240	
		ワイヤレスマイク(ハンド)	1本	1,030	
		マイクスタンド(大型)	1本	520	
		マイクスタンド(中型)	1本	310	
		マイクスタンド(卓上型)	1本	210	
		マイクスタンド(ブーム型)	1本	100	
		デジタルテープデッキ	1台	720	
		カセットテープレコーダー	1台	720	
		CDプレーヤー	1台	520	
	映写	映写機	1台	5,150	
		映写機操作	1式	実費	
	持込設備	テレビ中継録画	1式	10,300	
		ラジオ中継録画	1式	5,150	
		持込機器	1KW	260	
	楽器	コンサートグランドピアノ	1回	10,300	
		グランドピアノ	1回	3,090	
	その他	展示用パネル	1枚		
		ピアノ調律		実費	
		舞台・音響・照明操作		実費	

現 況		調 整 方 針	備 考																				
記載事項	中 条 町			黒 川 村																			
3 使用料の減免	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用団体</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町及び教育委員会が主催するもの</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>町内に所在する小、中、高等学校、幼稚園、保育園</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>教育委員会が認める社会教育関係団体、及び中条町体育協会加盟団体</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>中条町内の農林水産団体、商工団体</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>中条町社会福祉協議会加盟団体</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>町長が、公益上特に必要と認めたもの</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	使用団体	減免割合	町及び教育委員会が主催するもの	100%	町内に所在する小、中、高等学校、幼稚園、保育園	100%	教育委員会が認める社会教育関係団体、及び中条町体育協会加盟団体	50%	中条町内の農林水産団体、商工団体	50%	中条町社会福祉協議会加盟団体	50%	町長が、公益上特に必要と認めたもの	20%		中条町の例による。						
	使用団体	減免割合																					
	町及び教育委員会が主催するもの	100%																					
	町内に所在する小、中、高等学校、幼稚園、保育園	100%																					
	教育委員会が認める社会教育関係団体、及び中条町体育協会加盟団体	50%																					
	中条町内の農林水産団体、商工団体	50%																					
	中条町社会福祉協議会加盟団体	50%																					
	町長が、公益上特に必要と認めたもの	20%																					
関係法令等	中条町産業文化会館設置及び管理に関する条例 (平成7年12月23日条例第34号) 中条町産業文化会館設置及び管理に関する条例施行規則 (平成8年5月1日教委規則第3号)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	財政への影響額			単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
			財政への影響額			単位：千円																	
				予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
			中条町																				
黒川村																							
計																							
備考	平成15年度当初予算ベース																						

行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	8	社会教育施設使用料	中条町担当	教育課	生涯学習係		
分科会	3	社会教育分科会	調整項目	4	その他文化施設使用料	黒川村担当	社会教育課	社会教育係		

現 況					調整方針	備考			
記載事項	中 条 町			黒 川 村					
1 使用料 及び入館料	奥山荘歴史館			黒川村郷土文化伝習館		当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し、調整する。			
	入館料			区分	個人			団体	備考
	区分	個人	団体	大人	200円			150円	団体30人以上
	一般	100円	70円	小人 (小中学生)	100円			50円	
	* 高校生以下、無料 * 団体は、15名以上			入館料の減免 入館者が、次の各号に該当すると認めるときは、入館料の全部又は一部を免除することができる。 (1)学校及び社会教育団体が自己の学習のため使用するとき。 (2)その他村長が必要と認めるとき。					
	中条町文化財収蔵庫			黒川村粉食文化体験館					
	入館料			区分	個人			団体	備考
	区分	個人	団体	施設 使用料	大人			300円	団体30人以上
	一般	55円	30円		小人 (小中学生)			200円	
	* 高校生以下、無料 * 団体は、15名以上				大人			200円	
町長は、公益上必要と認められる場合は、入館料の一部又は全部を減免することができる。			小人	100円					
			黒川村粉食文化体験館体験料						
			品名	体験料	備考				
			一日コース		1,000円	使用料・材料費含む			
			半日 コース	午前	500円				
				午後	500円				

現 況				調 整 方 針		備 考																		
記載事項	中 条 町	黒 川 村																						
		黒川村彫刻美術館（OHIRA 彫刻ギャラリー） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>個 人</th> <th>団 体</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 人</td> <td>200 円</td> <td>150 円</td> <td rowspan="2">団体は 20 人以上</td> </tr> <tr> <td>小 人 (小中学生)</td> <td>100 円</td> <td>50 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	個 人	団 体		大 人	200 円	150 円	団体は 20 人以上	小 人 (小中学生)	100 円	50 円										
区 分	個 人	団 体																						
大 人	200 円	150 円	団体は 20 人以上																					
小 人 (小中学生)	100 円	50 円																						
				財政への影響額 <span style="float: right;">単位：千円</span>																				
				<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計							
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																					
中条町																								
黒川村																								
計																								
関係法令等	奥山荘歴史の広場条例(平成 14 年 3 月 29 日条例第 16 号) 中条町文化財収蔵庫設置条例(昭和 48 年 6 月 30 日条例第 23 号)	黒川村郷土文化伝習館設置及び管理条例(昭和 55 年 3 月 10 日条例第 15 号)		備考 平成 15 年度当初予算ベース																				



行政制度調整表

専門部会	7	教育部会	分類	1	社会体育施設
分科会	4	スポーツ振興分科会	調整項目	2	社会体育施設使用料

中条町担当	教育課	スポーツ係		
黒川村担当	社会教育課	社会体育係		

現 況					調 整 方 針	備 考						
記載事項	中 条 町			黒 川 村								
1 屋内運動場 使用料	中条町体育館				黒川村体育館	当分の間、現行のとおりとするが、施設ごとの均衡を考慮し調整する。						
	区 分		使用料及び使用時間				区 分		使用料及び使用時間 (1時間当たり)			
			8時30分～12時	12時～17時			17時～22時			9時～17時	17時～22時	摘要
	競技場	体育を目的とした場合	5,150	8,240			10,300	個人	小学生	30	40	
		その他の場合	10,300	16,480			20,600		中学生	40	50	
	一階会議室	620	620	825			大人		70	80		
	二階会議室	825	825	1,030			団体	体育競技	420	940		
	役員室	310	310	415				集会等	2,100	5,250		
	ス テ - ジ	620	620	825				即売会・展示会等	6,300	10,500		
	個人	小中学生	10	10			20	会議室	有料興業等	8,400	15,750	
		高校生	20	20			30		会議・集会等	730	1,050	
		一般	45	45			55		即売会・展示会	1,050	2,100	
	体育館(総合グラウンド)						<ol style="list-style-type: none"> <li>1 村外者の使用料は、規定額の倍額とする。広域7市町村は村内料金とする。</li> <li>2 施設の使用時間は、準備並びに原状回復に要する時間を含むものとする。</li> <li>3 特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。</li> </ol>					
	区 分		使用料及び使用時間				区 分		使用料及び使用時間			
			8時30分～12時	12時～17時			17時～22時			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時
団 体		3,090	4,120	5,150	団 体		3,090	4,120	5,150			
個人	小中学生	20	20	30	個人	小中学生	20	20	30			
	高校生	30	30	55		高校生	30	30	55			
	一般	55	55	75		一般	55	55	75			
中条町B&G海洋センター体育館					中条町B&G海洋センター体育館							
区 分		使用料及び使用時間			区 分		使用料及び使用時間					
		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時			
団 体		3,090	4,120	5,150	団 体		3,090	4,120	5,150			
個人	小中学生	20	20	30	個人	小中学生	20	20	30			
	高校生	30	30	55		高校生	30	30	55			
	一般	55	55	75		一般	55	55	75			
ミーティングルーム		515	515	725	ミーティングルーム		515	515	725			
更衣ロッカー		1回につき 10			更衣ロッカー		1回につき 10					

		現 況			調 整 方 針	備 考																												
記載事項		中 条 町	黒 川 村																															
屋内体育館 使用料	サンビレッジ中条	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>8時30分～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 体</td> <td>3,200</td> <td>4,800</td> <td>6,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個 人</td> <td>小 中 学 生</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>高 校 生</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>卓球場 1人(2時間)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	使用料及び使用時間			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	団 体	3,200	4,800	6,400	個 人	小 中 学 生	50	50	100	高 校 生	100	100	150	一 般	100	100	150	卓球場 1人(2時間)	100	100	150		
区 分	使用料及び使用時間																																	
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時																															
団 体	3,200	4,800	6,400																															
個 人	小 中 学 生	50	50	100																														
	高 校 生	100	100	150																														
	一 般	100	100	150																														
卓球場 1人(2時間)	100	100	150																															
2 武道館使用料	中条町武道館	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>8時30分～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道場(団体)</td> <td>1,030</td> <td>1,650</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td>剣道場(団体)</td> <td>1,030</td> <td>1,650</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個 人</td> <td>小 中 学 生</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>高 校 生</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	使用料及び使用時間			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	柔道場(団体)	1,030	1,650	2,060	剣道場(団体)	1,030	1,650	2,060	個 人	小 中 学 生	30	30	55	高 校 生	55	55	75	一 般	105	105	155	当該施設なし	
区 分	使用料及び使用時間																																	
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時																															
柔道場(団体)	1,030	1,650	2,060																															
剣道場(団体)	1,030	1,650	2,060																															
個 人	小 中 学 生	30	30	55																														
	高 校 生	55	55	75																														
	一 般	105	105	155																														
3 弓道場使用料	中条町弓道場	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使用料及び使用時間</th> </tr> <tr> <th>8時30分～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団 体</td> <td>1,030</td> <td>1,650</td> <td>2,060</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">個 人</td> <td>小 中 学 生</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>高 校 生</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>一 般</td> <td>105</td> <td>105</td> <td>155</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	使用料及び使用時間			8時30分～12時	12時～17時	17時～22時	団 体	1,030	1,650	2,060	個 人	小 中 学 生	30	30	55	高 校 生	55	55	75	一 般	105	105	155	当該施設なし					
区 分	使用料及び使用時間																																	
	8時30分～12時	12時～17時	17時～22時																															
団 体	1,030	1,650	2,060																															
個 人	小 中 学 生	30	30	55																														
	高 校 生	55	55	75																														
	一 般	105	105	155																														

		現 況				調 整 方 針		備 考																											
記載事項		中 条 町				黒 川 村																													
4 屋外競技場 使用料	総合グラウンド					胎内球場																													
	区 分		使用料及び使用時間			区 分		8時～22時		使用時間																									
				8時30分～12時	12時～17時	17時～22時			1回2時間30分以内 人数は、関係なし																										
陸上 競技場	団 体			5,150	8,240	3,300																													
		小中学生	20	20	20																														
	個 人	高校生	30	30	30																														
一 般		55	55	55																															
照 明 施 設		1時間につき			200																														
テニス場		-面につき		260	260	100																													
サッカー場 ラグビー場		団 体		2時間につき		2,060																													
野 球 場		団 体		一面2時間につき		1,030																													
		<p>1 村外者の使用料は、規定額の倍額とする。広域7町村は、村内料金とする。</p> <p>2 使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)学校、公共団体、体育団体が自己の事業のため使用するとき。</p> <p>(2)その他管理者が必要と認めるとき。</p>					<p>黒川球場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">8時～22時</th> <th colspan="2">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一 般</td> <td colspan="2">1,150</td> <td colspan="2">1回2時間30分以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高 校 生</td> <td colspan="2">580</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小・中 学 生</td> <td colspan="2">310</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 村外者の使用料は、規定額の倍額とする。</p> <p>2 入場料を徴収する場合は、規定額の3倍とする。</p> <p>3 使用者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)学校・公共団体・体育団体が主催の業務又は事業のため入場料を徴収しないで使用するとき。</p> <p>(2)その他、村長が必要と認めるとき。</p>					区 分		8時～22時		使用時間		一 般		1,150		1回2時間30分以内		高 校 生		580				小・中 学 生		310			
区 分		8時～22時		使用時間																															
一 般		1,150		1回2時間30分以内																															
高 校 生		580																																	
小・中 学 生		310																																	
5 プール使用料	中条町B&G海洋センタープール					黒川村営プール																													
	区 分		使用料及び使用時間			区 分		8時～22時		使用時間																									
				10時～17時	17時～22時					1回2時間30分以内																									
個 人	海 洋 ク ラ ブ 会 員	中学生以下	1回につき	20	1回につき	30																													
		高校生	1回につき	20	1回につき	55																													
		一 般	1回につき	30	1回につき	75																													
	上 記 以 外 の 者	中学生以下	1回につき	30	1回につき	55																													
		高校生	1回につき	45	1回につき	75																													
		一 般	1回につき	55	1回につき	105																													
更 衣 ロ ッ カ ー		1回につき			10																														
		1人1回の使用につき、50円(中学生以下は無料)																																	

		現 況				調 整 方 針	備 考	
記載事項	中 条 町			黒 川 村				
6 艇庫使用料	中条町B & G海洋センター艇庫			当該施設なし				
	区 分	器 材 名	使用料及び使用時間 8時30分～16時					
	高校生以外の者 及 び 海洋クラブ会員	O P ヨ ッ ト	1艇1時間					105
		カ ヌ -	"					105
		レーシングカヌー(1人乗り)	"					105
		レーシングカヌー(2人乗り)	"					210
		ペ ア カ ヌ -	"					210
		B & G カ ッ タ -	"					210
		12 フィートヨット	"					210
		420級ヨット	"					210
		ダ ブ ル ス カ ル	"					210
		ロ - ボ - ド	"					210
		セ - ル ボ - ド	"					105
		救 助 艇	"					515
	上記以外の者	O P ヨ ッ ト	"					210
		カ ヌ -	"					210
		レーシングカヌー(1人乗り)	"					210
		レーシングカヌー(2人乗り)	"					310
		ペ ア カ ヌ -	"					310
		B & G カ ッ タ -	"					310
		12 フィートヨット	"					310
		420級ヨット	"					310
		ダ ブ ル ス カ ル	"					310
ロ - ボ - ド		"	310					
セ - ル ボ - ド		"	210					
救 助 艇	"	725						

		現 況				調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町		黒 川 村				
7 合宿所・ミーティングルーム使用料	ミニ合宿所・ミーティングルーム		当該施設なし				
	区 分	使用料及び使用時間 (1人当り)					
		8時30分～17時	17時～8時30分(宿泊)				
	中条町に住所を有する者	105	310				
中条町以外の者	155	515					
8 地域スポーツ施設使用料	中条町地域スポーツ施設		当該施設なし				
	区 分	使用料及び使用時間					
		8時30分～12時	12時～17時	17時～22時			
	大出地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
	乙地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
	村松浜地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
	築地地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
	竹島地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
高浜地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120				
備 考	<p>1 屋内施設を使用する場合、「昼間」に照明を使用するときは、昼間の使用料の3割増とする。</p> <p>2 体育館競技場の片面使用の場合は、半額とする。</p> <p>3 団体が競技場を使用する場合、会議室、ミーティングルーム、ステージについては、無料とする。</p> <p>4 冷暖房施設を使用する場合は、5割増とする。</p> <p>5 総合グラウンド陸上競技場の照明施設使用料は、減免しない。 町長は、教育上又は公益上必要な使用と認めるときは、その使用料の一部又は全部を減免することができる。減免基準は以下のとおり。</p>						

		現 況				調 整 方 針		備 考		
記載事項	中 条 町	黒 川 村								
備 考	<p>[使用料の減免基準]</p> <p>次の各号に定めるものについては、当該団体の代表から使用料の減免につき申請があつたときは、次表に定めた基準により使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(1)町内にある公立及び私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び保育園が本来の目的のために使用する時。</p> <p>(2)全国、新潟県又は下越、三市二郡、郡若しくは北部郷をそれぞれ区域とするスポーツ団体が主催して行うスポーツ行事に使用する時。</p> <p>(3)本町の産業、芸術文化振興のため町が主催又は共催する展示会、発表会等に使用する時。</p> <p>(4)その他町長が減免することが適当と認めたものが使用する時。</p>									
		使用団体	・体育館 ・武道館 ・弓道場	総合グラウンド ・競技場 ・テニス場 ・野球場	・B&Gプール ・B&G艇庫	地域スポーツ 屋内運動場 ・大出 ・乙				
	体育のため に使用	町	100%	100%	100%	100%				
		町内の学校、 幼保育園	100%	100%	100%	100%				
		町内の社会 体育団体等	80%	80%	80%	80%				
		町内官公署	50%	50%	50%	50%				
		町内の上記 以外の団体	30%	30%	30%	30%				
	体育以外 のため に使用	町	100%			100%				
		町内の学校、 幼保育園	100%			100%				
		町内の社会 体育団体等	70%			70%				
	町内官公署	40%			40%					
	町内の上記 以外の団体	20%			20%					
関係法令等	中条町社会体育施設設置条例(昭和62年3月23日条例第10号) 中条町社会体育施設管理運営規則(昭和62年3月30日 教委規則第2号)				黒川村体育館設置条例(昭和41年1月28日条例第6号) 黒川村山村広場設置及び管理条例(昭和56年9月24日 条例第30号) 黒川村営野球場設置及び管理条例(昭和56年9月24日条例第31号) 黒川村営プール設置条例(昭和42年6月30日条例第7号)		財政への影響額		単位：千円	
			予算額	調整後見込額	影響額(増減)					
	中条町									
	黒川村									
計										
		備考 平成15年度当初予算ベース								